

主 文
本件控訴を棄却する。理 由

論旨は、原判決は被告人が昭和三五年一月一七日午後一時一〇分頃、東京都台東区 a 町 b 番地 A 神社前で、B の着用していた背広右外ポケット内から同人所有の C の買上券一枚をすり取つて窃取したとの事実を認定し、この所為を窃盗罪の既遂としているのであるが、窃盗罪における財物は保護に値する使用価値を有するところを必要とするところ、右買上券は物品価格相当の金銭を支出した事実を証明するに過ぎず社会通念上独自の使用価値を有するものではなく、また所持者にとつて主観的の価値あるものでもないので、この券は法の保護に値する財物ではないから、被告人の所為は窃盗未遂であつて、これを既遂とした原判決には事実の誤認があり、その誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであるというのである。

記録によれば原判決が所論のとおり的事实を認定し、これを窃盗罪の既遂としたことは明らかであるので、右窃取の目的物である買上券が刑法第二三五条にいうところの財物に当るがどうかの点につき考察する。

〈要旨〉本件の買上券なるものは、百貨店が顧客に対して発行した買上商品に対する代金の支払を証明する文書であつて、それ自体の性質からしても所論のように独自の使用価値なしとすることはできず、また、その商品の返品、交換等に際しても、これが当該店舗で買ったものであることを証する資料となることは、われわれの日常経験するところであつて、これをもつて法律上保護に値する使用価値なしとすることはできない。もつともいわゆる買上券がその発行後相当の日時を経過し、或は金額が極めて少く、社会通念上、一片の廃紙として認められる場合は別に考えられないこともないが当審の証人 B の供述によれば、本件買上券は同人が被告人に窃取される一〇日ばかり前 C で七〇〇円の目覚時計を買つた際受け取り、ポケットに入れておいたものであることが認められるのであつて、社会通念上、これを一片の廃紙として法の保護に値する使用価値を有しないものとするはできなからず、然らば、本件買上券は法の保護に値する使用価値を有し、窃盗罪の客体である財物に該るものと認められるから原判決が右買上券を窃取したことを認定して、これを窃盗罪の既遂としたのは相当であり、この点に事実の誤認はないから、論旨は理由がない。

(裁判長判事 加納駿平 判事 村木達夫 判事 河本文夫)